

重要

学事第2560号
令和2年(2020年)3月19日

各私立学校設置者
各私立幼稚園長 様
各私立学校長
各私立専修・各種学校長

北海道総務部法務・法人局学事課長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び
職員の健康診断の実施等に係る対応について

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施について、次のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応してください。

なお、感染の拡大の状況等も踏まえ、今後も文部科学省から追加的な連絡がある可能性があることを申し添えます。

記

1 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2 職員の定期の健康診断（同法第15条第1項）の実施について

職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意願います（別添）。

3 その他の留意事項

児童生徒等の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

企画幼稚園グループ
中高専修学校グループ